

静岡県立三島長陵高等学校におけるいじめ防止対策基本方針

平成 26 年 4 月 1 日策定

平成 31 年 4 月 1 日改訂

令和 7 年 4 月 1 日改訂

令和 8 年 9 月 1 日改訂

はじめに

本校では、「人とのかかわる中で多様な生き方を認め、他人を思いやり、尊重できる力」の育成に向け、生徒一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、教育活動全体を通じて、生命や人権を大切にする精神を育むことを目指している。従って、人権を著しく侵害する「いじめ」に対しては、その防止に向けて日常の指導体制を整備し、未然の防止を図りながら、早期発見に取り組む必要がある。また、いじめを認知した場合には、適切かつ速やかに解決することが望まれる。以上のことがらを目的として、ここに「いじめ防止対策基本方針」を定めるものとする。

1 基本的な事項

(1) いじめの定義

いじめとは、「当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条）である。

具体的には、以下のようなものである。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

上記の一つ一つの行為について、いじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめには様々な表れがあることに気を付けて、いじめであるかどうかを判断する際に、「心身に苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気付いていなかったりする場合もあることから、その生徒や周りの状況等をしっかりと確認して判断することも必要である。

(2) いじめの理解

いじめは、どの生徒にもどこでも起こりうるものである。「暴力を伴ういじめ」だけでなく、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることによって、生命や身体に重大な危険を生じさせる場合がある。また、問題を隠すような雰囲気や、「観衆」としてはやし立てる生徒、「傍観者」として見て見ぬふりをしている生徒の存在がいじめを助長すること

にも留意する必要がある。

(3) 基本的な考え方

ア いじめの未然防止のために

いじめの未然防止のためには、「いじめは決して許されない」という雰囲気を校内にしっかりと形成することが重要である。そのためには、学校の教育活動全体を通じ、お互いの人格を尊重しあえる態度や他者の痛みを共感的に受容する感受性、さらには対等で豊かな人間関係を築く力を生徒に養う必要がある。

また、その実現のために、すべての生徒が安心でき、自己肯定感が高められる学校生活を送ることができるように努める。

イ いじめの早期発見

いじめの早期発見のために、定期的なアンケート調査や面談等を実施し、学校生活全体における生徒の詳細な観察を通して、積極的にいじめの発見に努める。さらに、保健室や相談の窓口である教育相談室を充実させ、いじめを訴えやすい雰囲気を作る。

また、家庭や地域と連携し、いじめに関する情報提供に協力を求める。

ウ いじめの早期対応

いじめが発見された場合には、深刻な事態になる前に、速やかに組織的に対応する。いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、関係する生徒に対して適切に指導する。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談を行い、状況によっては、警察や児童相談所、医療機関などの関係機関等と連携する。

2 組織の設置

(1) いじめ防止対策委員会

いじめ防止対策委員会（以下、委員会という）は、教頭を委員長、生徒課長を副委員長とし、教育相談室長、養護教諭（1名）、部主任（4名）の計8名を常任の委員とする。必要に応じて他の管理職、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、クラス担任等を加える。

(2) 役割

日常的な観察や定期的なアンケート調査による情報の収集と記録を行う。集めた情報の共有といじめの防止に向けた取り組みの企画立案のために定期的な会議を開催する。

また、いじめやいじめが疑われる行為が発見された場合は、緊急会議を開いて対応を協議する等、学校が組織的にいじめの問題に取り組むために中核的な役割を担う。

(3) 活動取組の状況把握と検証

適切な時期に、取組みが計画通りに進んでいるかどうかのチェックやいじめの対処がうまくいかなかったケースを検証し、必要に応じて基本方針や計画の見直しを行う。

3 いじめ未然防止の方策

(1) 人間関係作り

SST（ソーシャルスキルトレーニング）の活用により、学校生活全体を通して、生徒同士が適切なコミュニケーションをはかり、相互に尊重しあえる人間関係作りに努める。多様な考え方や個別の良さについて気づき、他者との関わりを通して自己を育てる力を育成する。

また、教職員も生徒に積極的に関わり、生徒との信頼関係が構築できるように努める。

(2) 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み心の通う人間関係づくりと人権感覚を養うため、教育活動全体を通して道徳教育の充実を図る。

(3) 達成感や充実感が得られる活動の推進

ホームルーム活動や生徒会活動、学校行事等への主体的・積極的な参加を通して、達成感や充実感が得られる活動を推進する。

(4) 生徒支援体制の充実

担任面談、教育相談、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、外部専門家の知見を取り入れた対応等、生徒一人一人の思いを受け止めて支援する体制の充実を図る。

(5) 保護者との連携

保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報の共有や迅速な対応への協力を図り、連携を深める。

(6) 教職員の資質向上

校内研修の企画や外部研修への参加等により、教職員のいじめ問題に対する知識とスキルの向上、人権感覚の高揚を図る。

4 いじめの早期発見

(1) 早期発見のための措置

ア 生徒の実態把握

生徒に対する日常的な観察や信頼関係の構築に努めるとともに、委員会のもとで定期的なアンケート調査を実施し生徒の変化やサインを見逃さないよう、情報収集と実態把握に努める。また、連絡がない欠席が原則として「5日間」続いた場合、担任から保護者・保証人に電話連絡を行い、欠席の理由を確認する。担任は電話連絡を行った日付、内容（欠席の理由等）を記録しておく。何度か連絡しても連絡が取れない場合は、連絡した日付を記録しておく。ただし、全科目履修不認定の生徒や欠席の理由が明らかであり、その理由を担任が把握している生徒への連絡は必ずしも必要としない。記録後、担任は部主任・生徒課長・管理職（教頭）へ報告する。

イ 生徒支援体制の充実

担任面談、教育相談、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、外部専門家の知見を取り入れた対応等、生徒一人一人の思いを受け止めて支援する体制の充実を図る。

(2) 年間計画

	生徒関係	教職員関係
4月	相談窓口の周知※、対面式、バッテリーテスト（I）	情報交換会、新任者オリエンテーション、職員会議（いじめ基本方針の確認）
5月	個人面談、生徒生活体験文	PTA 総会
6月	自己発見ガイダンス（中）、交通安全教室	学校運営協議会
7月	アンケート（いじめ）、三者面談、思春期講座（I）、部集会	情報交換会（7～9月）、職員研修、いじめ防止対策委員会

8月	三者面談	
9月	薬学講座、美化活動	
10月	授業評価アンケート、部行事	学校保健委員会
11月	長陵祭	学校運営協議会
12月	アンケート（いじめ）（学校評価）、部集会	
1月	合同文化祭、アンケート（体罰・セクハラ）、個人面談	いじめ防止対策委員会
2月	防災訓練	学校運営協議会
3月	美化活動	いじめ防止対策委員会（検証、いじめ基本方針の確認）

※ 相談室にて、室長とスクールカウンセラーによる新入生向けオリエンテーションをクラスごとに実施

5 いじめに対する措置

(1) 早期の事実確認

いじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、早期に事実確認を行う。この際、憶測は排除し、事実を確実に確認するよう留意する。いじめの認定は委員会が行い、いじめが確認された場合は、ただちに県教委に報告する。いじめの対応は、別紙「いじめに対応する組織図」に従って迅速に行う。

(2) 組織的な対応

いじめが確認された場合は、いじめを止めさせるとともに、再発防止のため、委員会を中心に対応する。また、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家の協力を得ながら、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。

(3) 被害生徒への支援

必要に応じて、いじめを行った生徒（以下、「加害生徒」という）をいじめを受けた生徒（以下、「被害生徒」という）が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、被害生徒が安心して教育を受けられるように支援する。また、被害生徒は、心に深い傷を負うケースが多く、教育相談室の利用やスクールカウンセラーへの相談を促すなど、生徒の心の継続的ケアにも十分注意する。

(4) 加害生徒への指導

加害生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行う。加害生徒も心の傷を負っていることが多いので、慎重かつ適切な対応を心掛ける。

(5) 保護者への対応

被害生徒及び加害生徒の保護者に対しては、速やかに事実を伝え、指導方針と具体的対策を示して、双方の間で争いごとが起こることのないよう必要な措置をとる。

(6) 関係機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める場合は、警察に相談し、連携して対応する。また、生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合には、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。そのためにも日頃から警察や相談機関等との協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携

し、早期に対応する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合をいう。

ア 重大な被害

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。具体的には以下のような場合である。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金銭を奪い取られた場合 等

イ 学校の欠席

欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間、学校を欠席している場合。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席している場合。

ウ 生徒・保護者からの申し立て

生徒や保護者から、いじめられて重大な事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 教育委員会への報告

重大事態が発生した場合は、速やかに県教委に報告するとともに関連機関へ支援を求める。

(3) 調査組織による調査

県教委の判断のもと、その指導・支援を受けて公平性・中立性を担保できる専門家を加えた調査組織を速やかに設置する。その上で、事態の対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。その際、因果関係の特定を急がないようにする。なお、生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聞き取りが困難な場合には、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ちや要望に十分配慮しながら、速やかに調査を行う。

(4) 被害生徒・保護者への情報提供

学校は、いじめを受けた生徒とその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を適切に提供する。

(5) 他の生徒・保護者への対応

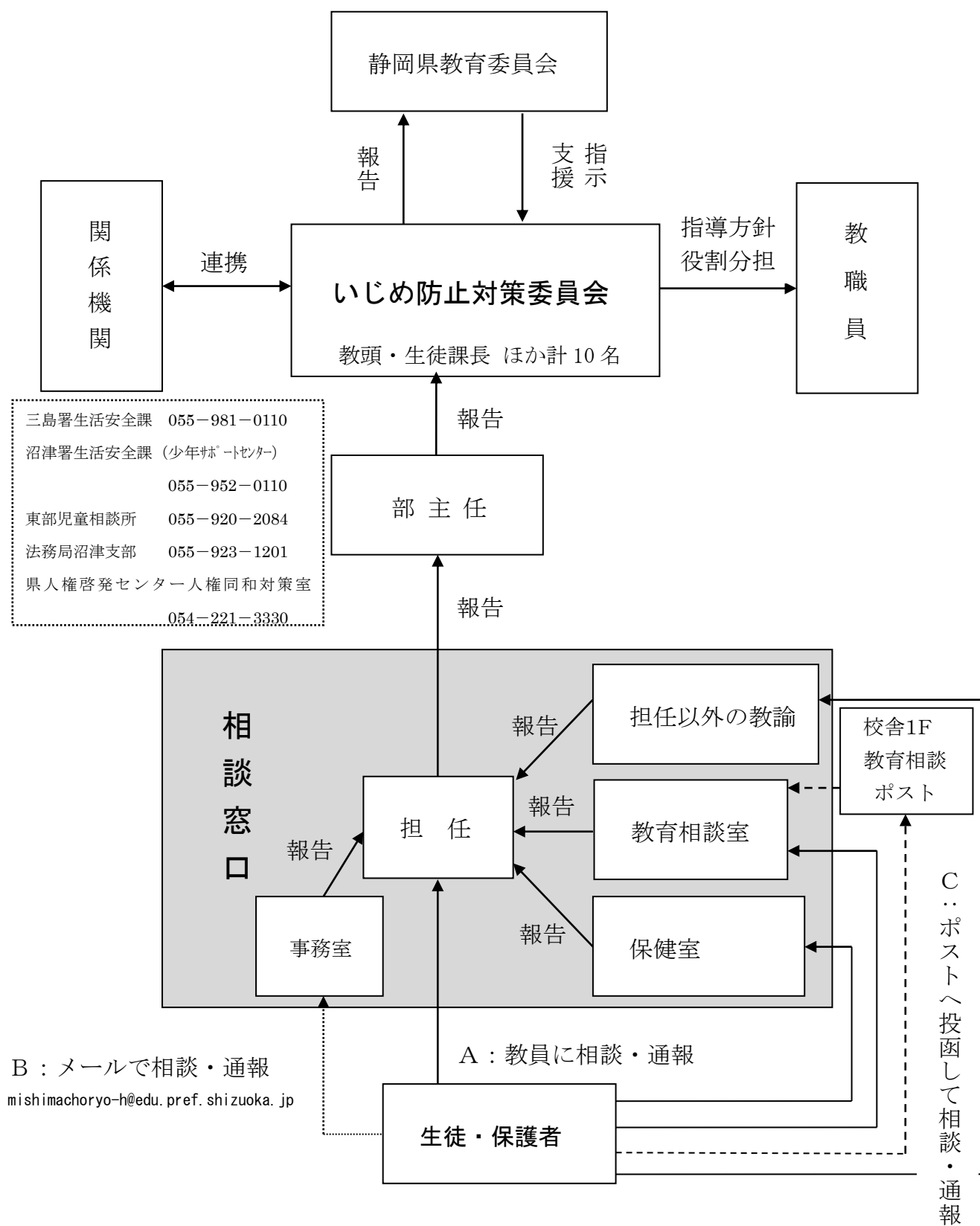
重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体で生徒や保護者に不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、全校集会や保護者会を開くなど、正確な情報を生徒や保護者に伝えるとともに、心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。

(6) 報道への対応

個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

《別紙》

＜いじめに対応する組織図＞



※ なお、緊急を要する場合は、この順によらずに行うこととする。